

## 平成29年度海事税制に関する海事振興連盟決議

四方を海に囲まれている我が国において、海事産業は国民生活と我が国経済を支える上で極めて大きな役割を担っている。すなわち、海運・造船・港運・倉庫等海にかかわる産業は日本経済や国民生活を支える基盤であり、地域の経済、雇用にとってもなくてはならない存在である。また、東日本大震災や熊本地震においても、海事産業による災害支援・緊急輸送などを通じて、海事産業が極めて大きな役割を担っていることが認識されたところである。

トン数標準税制については、我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化を踏まえ、我が国経済・産業の活動を支える日本船舶等を中心とした安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立を図るため、トン数標準税制の適用範囲を日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶にまで拡充し、適用期間を延長するとともに、現下のような歴史的な海運不況を経ても、長期的に日本船舶等の増加を可能とする仕組みを導入すべきである。

船舶に係る特別償却制度については、環境負荷低減船舶の建造促進を図るため、拡充の上、延長すべきである。

海上運送業、港湾運送業及び倉庫業における特定の事業用資産の買換特例については、船舶の環境負荷低減を図りつつ代替を促進し、計画的かつ安定的な船隊の維持・整備等を図るとともに、上屋・倉庫等の買い換えを促進し、効率的な物流施設の整備を図るため、延長すべきである。

中小企業投資促進税制については、内航海運、造船、港湾運送及び倉庫の設備投資を促進するため、中小企業者が内航貨物船、その他機械装置等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度の対象設備を拡充の上、延長すべきである。

海運に係る地球温暖化対策税の還付措置については、輸送部門において環境負荷の少ない大量輸送機関としての海運の活用（モーダルシフト）を推進する観点及び公共交通機関として国民生活を支えている海運の役割に鑑み、延長すべきである。

このため、海事振興連盟一同の総意として、税務当局に対し、特に重点を置いている以下の項目の実現を求める。

### ◎重点要望項目

1. トン数標準税制の拡充・延長
2. 船舶に係る特別償却制度の拡充・延長
3. 特定の事業用資産の買換特例の延長（海上運送、港湾運送、倉庫）
4. 中小企業投資促進税制の拡充・延長（海上運送、造船、港湾運送、倉庫）
5. 海運に係る地球温暖化対策税の還付措置の延長

以上

平成28年11月16日

海事振興連盟